

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市運動公園条例の規定は、この条例の施行の日以後にする <u>盛岡市運動公園条例第6条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する運動公園にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1（第9条関係） (1) 野球場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1時間ま</td> <td>1日まで</td> <td>1時間ま</td> <td>1日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日			1時間ま	1日まで	1時間ま	1日まで	<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略</p> <p>盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1（第9条関係） (1) 野球場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1時間ま</td> <td>1日まで</td> <td>1時間ま</td> <td>1日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日			1時間ま	1日まで	1時間ま	1日まで
区分		使用料																											
	土曜日及び休日		その他の日																										
	1時間ま	1日まで	1時間ま	1日まで																									
区分	使用料																												
	土曜日及び休日		その他の日																										
	1時間ま	1日まで	1時間ま	1日まで																									

改正後						改正前					
			でごとに	ごとに	でごとに	ごとに	でごとに	ごとに	でごとに	ごとに	でごとに
料金を徴 収しない 場合	アマチュ	一般	780円	5,040円	460円	3,000円	520円	3,360円	310円	2,000円	
	ア野球に 使用する 場合	高等学校 生徒以下 の者	390円	2,520円	220円	1,500円	260円	1,680円	150円	1,000円	
	その他の催しに使 用する場合		2,040円	13,090円	1,570円	10,080円	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円	
料金を徴 収する場 合	アマチュ	一般	2,520円	16,110円	1,560円	10,080円	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	
	ア野球に 使用する 場合	高等学校 生徒以下 の者	1,260円	8,050円	780円	5,040円	840円	5,370円	520円	3,360円	
	その他の催しに使 用する場合		使用する日ごとに その日の最高入場 料の100人分に相当 する額（その額が 94,500円に満たな い場合は、94,500 円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の100人分に相当 する額（その額が 78,750円に満たな い場合は、78,750 円）	その他の催しに使 用する場合						

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

改正後				改正前				
<p>の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。</p>								
(2) 陸上競技場				(2) 陸上競技場				
区分	使用料			区分	使用料			
	1時間までごとに	1日までごとに			1時間までごとに	1日までごとに		
料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	460円	3,450円	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	310円	2,300円
		高等学校生 徒以下の者	220円	1,720円		高等学校生 徒以下の者	150円	1,150円
	個人で使用す る場合 (1人 につき)	一般	150円	—		個人で使用す る場合 (1人 につき)	100円	—
		高等学校生 徒以下の者	70円	—		高等学校生 徒以下の者	50円	—
	その他の催しに使用する 場合		1,090円	8,100円	その他の催しに使用する 場合		730円	5,400円
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,320円	9,760円	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	880円	6,510円
		高等学校生 徒以下の者	940円	6,990円		高等学校生 徒以下の者	630円	4,660円
	その他の催しに使用する 場合	使用する日ごとにその日の最高 入場料の200人分に相当する額 (その額が78,750円に満たない 場合は、78,750円)			その他の催しに使用する 場合	使用する日ごとにその日の最高 入場料の200人分に相当する額 (その額が52,500円に満たない 場合は、52,500円)		
備考				備考				
1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使 用する場合をいう。				1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使 用する場合をいう。				
2 アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を 使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当 する額				2 アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を 使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当 する額 (その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)				

改正後				改正前					
とする。				とする。					
3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。									
4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。									
(3) 総合体育館				(3) 総合体育館					
ア 貸切使用の場合の使用料				ア 貸切使用の場合の使用料					
区分		1 時間までごとに	1 日までごとに	区分		1 時間までごとに	1 日までごとに		
アリーナ 料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,560円	10,080円	アリーナ 料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,040円	6,720円
		高等学校生 徒以下の者	780円	5,040円			高等学校生 徒以下の者	520円	3,360円
		その他の催しに使用する 場合	2,520円	16,120円			その他の催しに使用する 場合	1,680円	10,750円
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	3,450円	22,170円	料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	2,300円	14,780円
		高等学校生 徒以下の者	1,720円	11,080円			高等学校生 徒以下の者	1,150円	7,390円
		その他の催し に使用する場 合	6,300円	40,320円			その他の催し に使用する場 合	4,200円	26,880円
		営利を目的 としない場 合	12,600円	80,640円			営利を目的 とする場合	8,400円	53,760円
柔剣道場	アマチュア競技に使 用する場合	一般	630円	4,020円	柔剣道場	アマチュア競技に使 用する場合	一般	420円	2,680円
		高等学校生 徒以下の者	310円	2,010円			高等学校生 徒以下の者	210円	1,340円
		その他の催しに使用する場合	940円	6,040円			その他の催しに使用する場合	630円	4,030円

改正後					改正前				
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	一般	460円	3,000円	多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円
		高等学校生徒以下の者	220円	1,500円			高等学校生徒以下の者	150円	1,000円
		その他の催しに使用する場合	700円	4,530円			その他の催しに使用する場合	470円	3,020円
会議室及び談話室			150円	—	会議室及び談話室			100円	—
遊戯室	一般	310円	2,010円	遊戸室	一般	210円	1,340円		
		150円	1,000円			100円	670円		
	高等学校生徒以下の者	—	—		高等学校生徒以下の者	—	—		

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 2 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額_____とする。

3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔剣道場及び多目的ホールにあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。

- 4 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。
- 5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	150円	70円

備考

- 1 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 2 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる額）とする。

- 3 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円

改正後				改正前			
施設名	料金	料金	料金	施設名	料金	料金	料金
トレーニング室	1人1時間までごとに	180円	90円	トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	150円	70円	柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円
多目的ホール	1人1時間までごとに	150円	70円	多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	150円	150円	更衣室	1人1回につき	100円	100円

備考 市の区域内に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、トレーニング室を使用する場合は、この限りでない。

(4) 屋内相撲場

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	310円	150円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		460円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては150円（市の区域内に住所を有しない一般にあっては、300円）、高等学校生徒以下の者にあっては70円（市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、140円）

(5) B & G海洋センタープール

区分	使用料（1人1回につき）		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時	午後6時から午後9時

改正後				改正前			
施設名	料金	料金	料金	施設名	料金	料金	料金
トレーニング室	1人1時間までごとに	180円	90円	トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	150円	70円	柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円
多目的ホール	1人1時間までごとに	150円	70円	多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	150円	150円	更衣室	1人1回につき	100円	100円

(4) 屋内相撲場

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円

イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円（市内に住所を有しない一般にあっては、200円）、高等学校生徒以下の者にあっては50円（市内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、100円）

(5) B & G海洋センタープール

区分	使用料（1人1回につき）		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時	午後6時から午後9時

改正後				改正前			
	まで	まで			まで	まで	
一般	310円	310円	460円	一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	150円	150円	150円	高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円

別表第2 略